

平成 27 年度第 1 回門真市立公民館運営審議会 会議録

会議名称	平成 27 年度第 1 回門真市立公民館運営審議会
開催日時	平成 27 年 8 月 7 日（金）午後 2 時 00 分から 3 時 00 分まで
開催場所	門真市立公民館 2 階 講義室
出席者	<p>（委員） 勝川委員長、宮本委員長代理、青木委員、大西委員、奥田委員、柏木委員 下岡委員、安田委員</p> <p style="text-align: right;">【出席人数 8 人／全 9 人中】</p> <p>（事務局）柴田生涯学習部長、牧菌生涯学習課長、 東田生涯学習課長補佐、藤田生涯学習課副参事、空本生涯学習課係員 橋本公民館上席主査、松田文化会館上席主査 阪口社会教育指導員、山田社会教育指導員</p>
議 題 （内 容）	<p>①指定管理者制度導入及び今後のスケジュールについて</p> <p>②その他</p>
傍聴者数	0 人
担当部署	<p>（担当課名）生涯学習部 生涯学習課</p> <p>（電 話）06-6902-7197（直通）</p>

【勝川委員長】

こんにちは。ただ今から審議会を開催させていただきます。

本日は本当にお暑いなか、お集まりいただきましてありがとうございます。皆様のご協力のもとに審議が滞りなく進められることを願っております。よろしく申し上げます。

それでは、案件 1 指定管理者制度の導入及び今後のスケジュールについて、ご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、案件 1 指定管理者制度の導入及び今後のスケジュールについてご説明いたします。

まず、資料 1 「指定管理者制度導入の経過及びスケジュール」をご覧ください。これまでの経過と今後のスケジュールをまとめています。昨年 11 月 13 日に開催した前回審議会の審議を受けて、委員長が公民館長に答申されました。答申では、「審議会としては、両施設の管理運営についても前向きに、指定管理者制度の導入を検討すべきとの結論に至った。」と述べられました。これを受けて、市は指定管理者制度を導入する事業計画を採択し、教育委員会及び市議会において制度導入が審議され、議決されました。

4～5月に市内団体の皆さんからパートナーシッププランを募集したところ、5つの団体から応募があり、うち3つが公民館や文化会館で指定管理者とともに活動しようとされています。6月に募集要項や仕様書などを公表したところ、16団体が現地説明会に参加しました。現在は、本日、午後5時30分ま

で申請を受け付けております。今後につきましては、9月上旬に書類審査を、10月上旬にプレゼンテーション審査を行った後、10月下旬の教育委員会で候補者を決定し、12月下旬の市議会で指定管理者を決定します。

指定管理者の指定や告示は1月上旬に行われ、同じころ、どこの団体が指定管理者となったか施設に掲示し、現在の職員からの引き継ぎを経て、来年4月から新たな指定管理者による5年間の管理が開始されます。

次の資料2は、昨年12月5日に公民館運営審議会委員長から公民館長に宛てた答申でございます。

次の資料3は、今回のパートナーシッププラン募集に応募された団体のうち、文化会館や公民館で事業開催を希望している3団体の申請書です。一つ目は、NPO法人門真市手をつなぐ育成会、二つ目は、わくわくキッズ実行委員会、三つ目は特定非営利活動法人 教育支援・門真っ子です。

次の資料4は、指定管理者の募集要項と、指定管理者が行う業務について詳細に書かれた業務仕様書を添付しています。募集要項には施設の概要、業務の概要、申請の方法、選定の基準などを書いております。今回は、今後の公民館や文化会館の運営に大きく関わることを、仕様書から抜粋してご説明します。まず、仕様書の5ページをご覧ください。事業は、原則として申請団体がこれまで公民館、文化会館で行われてきた事業を参考に自ら考えて企画競争を行い、指定管理者に選ばれた団体が自分たちの考えた事業を実施するものですが、教育委員会が必ず継続していただきたい事業として、「識字・日本語教室の実施」、「公民館運営審議会の開催」、「まつり等の開催支援」、「料理教室の実施」などを挙げています。

審議会の開催につきましては、社会教育法に「審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するもの」とあることから、指定管理者の職員である公民館長が開催します。また、文部科学省通知に「運営状況に関する評価については、例えば公民館運営審議会を活用するなど外部の視点を入れた評価を導入することが望ましい。」とあることを踏まえて、指定管理者が自己評価を行うにあたって審議会の審議内容を取り入れることを仕様書に書いています。

6ページには、事業の実施に関する業務を行う人員として、社会教育法に規定する社会教育主事となる資格を有する者を文化会館、公民館にそれぞれ1人以上置くこととしています。これは、現在配置している社会教育指導員とは異なるものですが、事業の実施に経験や熱意のある方が配置されることが期待されます。

次に仕様書の11ページをご覧ください。ここでは施設責任者の配置として、公民館と文化会館にそれぞれ常勤の館長を置くこととしています。今回の募集では、公民館長及び文化会館長の兼務を認めていないため、4月からは各施設に必ず館長が配置されることとなります。

仕様書に書いている業務の内容は最低限であるため、来年の4月から指定管理者がどんなおもしろいことに取り組まれるかは、それぞれの申請者の申請書を待たなければなりません。まずは、仕様書の内容をお伝えさせていただきました。

以上で案件1のご説明を終わります。公民館と文化会館は、今回、初めて直営から指定管理者制度に移行するというので、委員の皆様におかれましても、利用者として、わからないことや聞きたいことなどあろうか

と存じます。私たちもできる限り皆様のご質問やご意見に答えていきたいと考えておりますので、率直にお尋ねください。それでは、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【勝川委員長】

ありがとうございました。案件1についてご説明いただきましたが、ご意見やご質問などございませんでしょうか。

【宮本委員長代理】

3施設を1団体が管理するのでしょうか。

【事務局】

1つの団体が3つの施設をみるということなので、1つの団体がそれぞれの施設に職員を配置して連携して運営させるというような内容になっています。

【下岡委員】

それに付け加えてお聞きしたいことがあります。責任者及び法定資格者の配置ということですが、現在文化会館や公民館は同じ方が1年間担当してくださっているのですが、借りる時にサークルのことを良くわかってきていますが、中塚荘の指定管理者は窓口の担当者が代わるため、サークルの事情などをよく理解されてないことがあります。今回公民館、文化会館が指定管理者になった場合は、どのような配置にされるかをお聞きしたいです。

【事務局】

とても重要なご指摘だと思います。ルミエールホールと中塚荘も1つの指定管理者が見ているということがありまして、ルミエールホールの職員がローテーションで中塚荘に行っているので曜日ごとに担当者が違う状況であると聞いております。今回の指定管理者については、基本的にはそれぞれの施設に館長がいることが確実ですが、担当者の配置については指定管理者が工夫して考えることになります。ただし、引継ぎなどで利用者にご不便をおかけしないように、教育委員会から連絡調整会議の中で伝えていきます。また、今お話してくださった中塚荘の件についてもルミエールホールの指定管理者にお伝えいたします。

【宮本委員長代理】

パートナーシッププランに申し込んだ団体は、指定管理者と協働で事業を行うものと理解してよろしいでしょうか？

【事務局】

宮本委員のおっしゃるとおりで、パートナーシッププラン申請団体は、指定管理者となるのではなく、指定管理者と協働で事業を行うという位置付けとなります。

【宮本委員長代理】

指定事業として、教育委員会が指定する7つの講座は、教育委員会の直轄の生涯学習事業として、必ず指定管理者が実施しなければならないものですよね。とてもよい事業ですので、会館での施設の優先的利用を配慮してもらいたいと思います。しかし、自主事業については、指定管理者が自主的に企画・実施する事業で、自主事業にばかりに注力されると、従来の利用団体の利用が困難になることがないような配慮はあるのでしょうか。

【事務局】

指定管理者は、自主事業をして新たな取り組みに挑戦していきながら、これまで施設を利用してこられた利用者の満足度も下げないよう配慮されると思います。また、今日そのことをおっしゃっていただいたことによって、指定管理期間が始まる前に本日の会議録を見ていただき、皆さんの意見がきちんと伝わるようにします。

【下岡委員】

パートナーシッププランの募集は今回のみでしょうか。今後、希望団体が増えた場合に、どのような基準で実施が決定されるのかを教えてください。

【事務局】

パートナーシッププランの募集は、指定管理者の募集の度にやっていきたいと考えておまして、次回以降も継続していきたいと考えています。どういう基準で選ぶかについては、どういう事業をしていくかを指定管理者が経営者として判断していくことになるので、指定管理者自身が判断して今日までに提出する申請書に書き込みまして、それが採用されれば、来年度の4月からの指定管理者という経営者がきちんとやっていくという形になりますので、採用するかしないかの基準は指定管理者自身の判断になります。あくまで団体が提出する事業は、市民の皆さんを対象にして、市民の皆さんに役立つような事業に制限していますので、会員だけのためという事業は駄目だと事前に明記しておりますので、そういうことも踏まえて採用については指定管理者自身の判断になります。

【青木委員】

自己評価の実施について、毎年度終了後60日以内に教育委員会に提出するという規定がありますが、その自己評価の内容は公表されるのでしょうか。利用者アンケートや運営審議会の審議内容と管理者側の意識の整合性、解離性を確認できることが重要だと思ったのでお聞きします。

【事務局】

おっしゃるとおり、自己評価結果は、市民の皆さんが見ることができなければ意味がない書類だと思いますので、市ホームページで公表しています。今から配付する資料は、昨年度の市民プラザ指定管理者の自己評価結果です。このような自己評価結果を、指定管理者から教育委員会に出されまして、門真市ホームページで毎年公表しています。例えば、これに審議会の意見が取り入れられ、公民館運営審議会を継続的に行っていくのでこのように取り入れましたと次の審議会で指定管理者に報告していただきたいと思っております。

【宮本委員長代理】

従来は会館職員の手厚い支援がありましたが、新しい方法になりますとそのへんは未知数です。利用者の要望や苦情を受け付ける窓口が必要と思いますが、そういうものをつくるという計画はございますでしょうか。

【事務局】

利用者のご要望やご意見は、一義的にはその施設の職員、またはその施設の責任者である館長が窓口となります。もし、館長にお話をして解決しないことなどがございましたら、指定管理者の監督を行う生涯学習課にお話ください。そのようなご連絡があれば、教育委員会からお話いたします。

【奥田委員】

指定管理者制度の導入のねらいとして、住民サービスの向上、経費の節減を図るという目的をもって行うというのですが、指定管理を行っている時に、弾力性、柔軟性を持つ施設運営が、条例とか施行規則または教育委員会からの監理ということで、その良さが阻まれることがないように民間活力が十分に活かされるような形で、教育委員会の指導をしていただきたいと思います。

【事務局】

ご指摘のとおりかと思えます。指定管理者制度は、ともすれば市が条例や規則にあること以上に口を出し過ぎて指定管理者である民間の自由度が失われてしまうことがあると聞いていますので、それはないように気を付けております。例えば、プラザやルミエールホールでも「こんなことがしたい」と言われたら、それを応援する形でいつもやっております。そのように自由に動いてもらうことで、もちろん条例を守りながら、現場がよくなり、それが利用者や市民の方々が使いやすくなっていくと思うので我々もそのように気をつけていきたいと思っております。

【勝川委員長】

市民のためによろしく願います。文化祭に限りましては、ルミエールホールのトイボックスが実施するようになってからやりやすくなったと聞いておりますので、他もそのように願います。

【下岡委員】

備品管理についてですが、原状回復義務等で、中塚荘で赤ちゃんのサークルでは思っても見ないことが起こってしまって、障子のところに倒れてその拍子で障子を破いてしまったり、台所に入った時にこけて器具を割ってしまったりしたことがあったんですね。今まで、市が運営されていた時は壊したりするなどしなかったためわからないのですが、こちらの方としては借りている物は弁償するのが当たり前なのできちんと受付に申し出ています。そうすると同じような物を返してくださいと言われてました。その時に気になったのが、相手が赤ちゃんだったのに「大丈夫ですか？」との一言がなくて、「破れたので弁償してください。」と言われて弁償しました。そういうことが、新しい管理者になった場合、ちゃんと申請する場合はいいんですが、申請しないで帰った場合にはそのままになっていることがあって、誰が破ったかわからないようなことがいっぱいあります。そういう原状回復なんですけど、個人に請求するとかの取り決めはあるんでしょうか。すごく大変なものを壊してしまった場合、果たして何万円も弁償をしなくてはいけないのかということがわからないので、その辺の取り決めはどのようにされているのかをお聞きしたいと思います。

【事務局】

条例の中に、利用者は建物の設備や器具を破損した時は、損害を賠償しなければならないとどこの施設の条例にも入っております。利用者というのは、利用団体を指しますので、団体の中で、団体として支払うのか、壊した個人が支払うのかをお話し合いただくことになると思います。

【下岡委員】

今までは、指定管理者でない場合は市が修繕していたのですか？

【事務局】

いえ、もちろん壊された方に対してきちんと復帰をしてくださいと話しております。先日も公民館のカーテンを子どもさんが汚損されたので綺麗にしてもらいました。壊されたことなどがわかってそのままにしているということはありません。

【事務局】

そこに直営と指定管理者の違いはありません。

【事務局】

館の管理が悪いなど、落度がある場合は話が変わるかも知れませんが一般的には、先程申し上げたような対応になると思います。

【下岡委員】

それは、利用者がきちんと申請した場合ですよ。

【事務局】

施設の職員は使われた後もチェックをしていますので、どこがどうされたかおおよそわかります。

【事務局】

ただ、お子さんが壊された時にまず怪我などを心配することがなかったというのは、ルミエールホールときちんとお話しをしておこうと思います。

【下岡委員】

文化会館とかは長い間使用してお互いの顔が良くわかっているのですが、たまたまその時に初めての方で、先ほどのようなことをすごく感じました。

【勝川委員長】

今、中塚荘はルミエールの職員が時間帯で変わっています。ルミエールホールでの顔馴染みの職員が今は中塚荘に来られていますね。

【事務局】

ローテーションも、ルミエールホールで蓄えたノウハウを中塚荘でも事業展開や管理運営に活かしていこうという中で、良いことをされようとしている反面、まだスタート時期なのでローテーションの悪さが出ているのかと話を聞いて感じます。その辺、問題が起きているのであれば話をして、安定的に運営できるようにしていただきたいと言おうと思います。

【下岡委員】

言いにくいことではありますが、このような機会がありましたので言わせていただきました。

【勝川委員長】

使っているのは和室ですよ。

【下岡委員】

そうですね。シートを敷いてきちんと活動しています。ポットも畳にシミがつくから直接置いてはいけないなど、それは当たり前のことですから守っていますが、中には守っていない方もいます。そのため、チェックしてから使用しています。今後、新しい施設になると、きれいすぎて子どもにとっては使いにくくなるかもしれません。

【勝川委員長】

私たちは大人が使用しているのでそういう危険はないですが、小さい子どもだと何が起こるかわからないので、少しでも活動がやりやすくなるようよろしくお願いします。

【宮本委員長代理】

心遣いが欲しかったのですよね。壊れたことに対してより先に「大丈夫ですか」という声掛けがね。

【下岡委員】

聞く機会があったので聞いてみようと思っただけで、中塚荘の方とは仲良くしていただいております。使いやすい施設でいい雰囲気です。指定管理者になって良くなったと思います。前は使う人がいなかったんですが、今は人気が出て予約がとりにくい状態です。縛られすぎることなく、自由に新しいことをすることは良いことかなと思います。

【勝川委員長】

中塚荘に関しては、予約して支払いをする期間が短いですね。テニスコートは予約してパソコンで確実に使えますという形で、お金は次の月に使うまでに支払います。中塚荘は3日以内に支払いにいかないとダメになり、再度予約をすることになります。何故中塚荘だけそのようになるのか？と聞いたことがあります。中塚荘は3日以内に支払うことを最近知りました。今まではお稽古の日とうまく合っていたから行ったついでに払っていましたが、それが一週抜けた時に初めてわかりました。そういうことも実際に経験していなければわかりません。初めからそのように聞いていないし、自分たちが認識不足なのかわかりませんが。

【下岡委員】

きちんと書いてありますが、施設によって違うんですね。

【宮本委員長代理】

子どもが倒れて障子が破れたと言うことでしたが、怪我された場合は補償はありましたかね？

【事務局】

住民活動災害補償保険だと思います。怪我された場合に、保険の適用になる場合であれば保険金が出ます。

【宮本委員長代理】

それは設備についてはないのですか？

【事務局】

設備は無いと思います。中塚荘では、壺などの名のある物でしたら別に入っています。

【宮本委員長代理】

骨董品があるのですね。

【事務局】

それは、普段触れない展示のケースに入っています。余程のことがない限りは大丈夫です。

【勝川委員長】

今の件に関係しますが、文化会館や公民館での活動で怪我をした場合は、その保険制度があるのですね。

【事務局】

ございます。

【勝川委員長】

中塚荘ではそれが出来ないということですか。それとも中塚荘も保険が使えるのですか。

【事務局】

市民の方だけのようです。

【事務局】

基本的に住民活動災害補償保険という門真市が保険料を負担する保険があり、広報で募集もしており、それぞれの施設で活動されている方はそれぞれの施設に申し込むことによって、団体がその保険に加入しています。あくまでも団体が自主的に入る保険なので、館の方で勝手に入れることはないですし、門真市民の方が門真市内で活動する時に加入が出来る保険だにご理解いただければいいかと思います。

【宮本委員長代理】

指定管理者になっても門真市が保険料を負担して保険に加入することになりますか？

【事務局】

住民活動災害補償保険というものは、指定管理者であるか直営であるかということとは関係なくある制度なので、団体の方が申請することによって入ることができます。

【奥田委員】

相手に怪我をさせた場合の賠償なども可能ですか。

【事務局】

それは個人間の問題になりますので対象外かもしれません。

【奥田委員】

例えば子ども同士での場合で怪我をさせてしまったとかは？

【事務局】

詳細までは存じあげておりません。

【宮本委員長代理】

今日の出席にあたり、プラザや文化会館はコミュニティバスで来れますが、公民館はバスもありませんし、車で来るにも駐車場が無いため自転車で来ました。これは私自身のことを言っているのではなく、これから指定管理になった場合の利用者の交通手段について、前回にも要望が出ておりましたが、何か考えていただく案はできましたでしょうか？

【事務局】

館の敷地の外ということになりますと、指定管理者や教育委員会では交通政策の部分に関しては難しいところがあります。前回のご意見も交通政策部門に伝えておりますので、今回もお伝えしたいと思います。

【宮本委員長代理】

私個人としては、市役所まで京阪バスが来ますが、公民館まで延長してもらえるようなことが出来ればいいと思います。

【勝川委員長】

指定管理者になっても、こういう委員会の召集は教育委員会の方からあるのでしょうか？

【事務局】

指定管理者が導入されてからの審議会ですが、教育委員会が委員の皆さんを委嘱することになります。公民館長の諮問に応じて公民館などの事業について話し合っていたとこの形になりますので、最初に召集するのは指定管理者の職員たる公民館長が案内を送って集まっていたとこのことになります。

委員長が決まりました、2回目より委員長の召集で審議会が開催されることとなります。指定管理者は審議会でのご発言などを自己評価の中に盛り込みます。利用者のご意見を聞ける貴重な場なので、教育委員会も同席してお話を聞きたいと思っています。

【勝川委員長】

今度からは指定管理者の方も参加されるということですか？

【事務局】

次回、平成27年度にもう一度開催を予定しておりますが、その時は今回と同じメンバーになります。来年度からは先ほど申し上げたような形に変わるかと思えます。

【勝川委員長】

他に特にご意見などはございませんか。そうしましたら、色々たくさんのご意見がございましたが、職員の皆様には本日の意見を参考にさせていただきまして、指定管理者の導入をスムーズに進めていっていただきたいと思えます。案件は以上ですが、その他のことで委員同士で何かお話しすることがありましたら、ご意見を言っていただければと思えますが、いかがでしょうか。

【柏木委員】

予約する教室の件なんですけど、どうしても曜日がかち合っちゃって取れない場合に、講師の方にお願ひできる曜日も決まっているので困ってしまうことがあります。月に2回先生に来ていただくようになっていますが、先生も他で教えているもので、私たちに合わせることもできないんです。それをどのようにしていったらいいかと悩んでいます。

【勝川委員長】

お部屋は一つしか取れないのですか。

【柏木委員】

高齢者が多いのと人数の関係もあって、他にも部屋はありますが、できれば慣れている部屋を取りたいんです。

【事務局】

現状では予約システムとしてインターネットでの予約方法を導入しておりますので、特別にそこだけというのはなかなか難しい状態です。申し訳ございません。

【柏木委員】

抽選になっていますから、なかなか難しいですね。

【勝川委員長】

他にご意見はございませんか。それでは、次回の会議は1月頃ということでしょうか。

【事務局】

次回の開催につきましては、指定管理者決まっている1月下旬頃に開催してはどうかと考えています。日程につきましては改めて調整を図らせていただきますので、ご参集の程よろしく願いいたします。

【勝川委員長】

これで平成27年度第1回門真市立公民館運営審議会を閉会したいと思います。ありがとうございました。